

死亡野生イノシシの豚熱ウイルスの感染事例について（5例目）

あきる野市内で発見された死亡野生イノシシについて、東京都家畜保健衛生所が検査したところ、豚熱の感染が確認されました。

1 概要

- (1) 発見日 令和2年8月12日（水曜日）
- (2) 検査日 令和2年8月13日（木曜日）
- (3) 発見場所 あきる野市戸倉
- (4) 個体情報 雄、成獣

2 防疫対応等

(1) 豚熱防疫対策連絡会議の開催

庁内の関係10局による豚熱防疫対策連絡会議を開催し、感染状況等の情報を共有

(2) 感染拡大の防止

都内全ての養豚農場に対して情報提供を行うとともに、立入り又は聞き取りにより飼養豚の異常の有無を確認。あわせて飼養衛生管理基準の徹底を指導
なお、都内養豚場では昨年末から豚熱ワクチン接種を実施済

(3) 野生イノシシの浸潤状況調査等の実施

野生イノシシの豚熱の浸潤状況を確認するため、死亡した野生イノシシ及び捕獲された野生イノシシの浸潤状況調査を引き続き実施

また、野生イノシシによる感染拡大を防止するため、経口ワクチン散布を引き続き実施

【報道機関の皆様へ】

現場での取材は本病のまん延を引き起こす恐れがあることから厳に慎んでください。

【都民の皆様へ】

豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に流通することはありませんが、万が一感染豚やイノシシの肉を食べても健康に影響はありません。

(お問い合わせ)

東京都産業労働局農林水産部食料安全課CSF対策担当

電話：03-5320-4845 FAX：03-5388-1456

受付（平日）午前：9時から正午まで 午後：1時から5時まで

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

死亡野生イノシシの発見場所



「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚熱感染イノシシが確認された地点を中心に半径 10km 圏内にある養豚農場は監視対象農場となりますが、東京都は全頭ワクチン接種済みのため、都内では該当する農場はありません。